

DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、DO YOU KYOTO?クレジット制度実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、DO YOU KYOTO?クレジット（以下「クレジット」という。）の認証を受けた者に対し、本市が支出するDO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金（以下「奨励金」という。）の交付手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語は、実施要領に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 奨励金は、認証されたクレジットごとに、次の各号に該当するいずれか1者に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) クレジット認証通知書に排出削減実施者として記載された者
 - (2) クレジット認証通知書に低炭素化支援パートナー代表事業者として記載された者
- 2 前項の規定に関わらず、当該クレジットに係る排出削減プロジェクトにおいて、登録を受けた日の属する年度及び当該年度の前1年度に、バウンダリー内の設備の導入及び更新に係る京都市の補助金（以下「京都市の補助金」という。）を受けている場合は交付しない。
- 3 第1項の規定に関わらず、当該プロジェクト期間に京都市の補助金を受けたときは、補助事業が完了した日の属する月以降の認証期間におけるクレジットに係る奨励金は、交付しない。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、本市が登録した排出削減プロジェクトごとに、次の各号に掲げる金額の合計とする。

- (1) 認証されたクレジットの量の累計が50トン以内のクレジット 当該クレジットの量1トン当たり10,000円を乗じた金額
 - (2) 認証されたクレジットの量の累計が50トンを超えるクレジット 当該クレジットの量1トン当たり5,000円を乗じた金額
- 2 1つの排出削減プロジェクトから創出されたクレジットに対する奨励金の額の上限は、累計2,000千円とする。
- 3 既に奨励金の交付を受けたクレジットに対しては、重ねて奨励金を支給しない。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金交付申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）に、DO YOU KYOTO?クレジット認証通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請書が到達した日から14日以内に、その内容が第3条に掲げる要件に適合しているか否かを審査する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、適合していると認めるときは、奨励金の交付及び交付する奨励金の額を決定し、申請者に対して DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金交付及び交付額決定通知書(第2号様式)により通知する。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、適合していないと認めるときは、奨励金の不交付を決定し、申請者に対して DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

(奨励金の交付額の決定)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付対象者」という。)は、DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金交付請求書(第4号様式)により、奨励金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第8条 市長は、交付対象者がこの要綱の規定に違反したと認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の返還を命じることができる。

(協力)

第9条 奨励金の交付を受けた者は、クレジット創出に係る事例の発表、その他市長が必要と認める事項について、協力を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

第1号様式（第5条関係）

DO YOU KYOTO? クレジット創出奨励金交付申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー
	⑩

DO YOU KYOTO? クレジット創出奨励金交付要綱第5条の規定により奨励金の交付を申請します。	
排出削減実施者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） ⑩ (申請者の場合は、⑩不要)
低炭素化支援パートナー代表事業者（低炭素化支援パートナー事業者を活用した場合）	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） ⑩ (申請者の場合は、⑩不要)
排出削減プロジェクト番号	
排出削減プロジェクトの名称	
対象クレジット（認証日が異なる場合はすべて記載）	認証日： クレジットの量： t-CO2 識別番号： ~

第2号様式（第6条関係）

環地第 号
平成 年 月 日

様

京 都 市 長

DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金交付及び交付額決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった交付申請について、DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付すること及び交付額を決定しましたので、通知します。

記

1 交付予定金額 金 円

第3号様式（第6条関係）

環地第 号
平成 年 月 日

様

京 都 市 長

DO YOU KYOTO? クレジット創出奨励金不交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった交付申請について、DO YOU KYOTO? クレジット創出奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、通知します。

記

1 不交付の理由

第4号様式（第7条関係）

DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金交付請求書

（宛先）京 都 市 長

平成 年 月 日付け環地第 号にて交付額の決定を受けた DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金について、DO YOU KYOTO?クレジット創出奨励金要綱第7条の規定により、奨励金の交付を請求します。

請求年月日	年 月 日
請求者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	⑩
請求者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	

請求額	金 , 0 0 0 円
-----	-------------